

決定されておるか、そういう点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(橋原亨君) 統計基準局といたしましては、各省庁におきましてこの統計の基準を作りまして調整をいたしまして、こゝろに統計をとれというのを言うわけでございませぬ。そこで、その基準に従ひまして統計をとりまして、その統計をどういふふうに利用するか、どういふふうにおいてお読み下さると、こゝろに御了解おきを願えればいいんではないかと私は思っております。

○伊藤道雄君 本年度の各省庁の統計の力点は、いろいろなものがあると思ひます。省庁によって違つておると思ひます。そういう点について、概要をよろしいですが、お話し下さい。

○政府委員(美濃部亮吉君) 毎年、先ほど申し上げました各省の予算について大蔵省にメモランダムを出します場合に、どういふ点に最も力点を置くかというのを、冒頭に述べることにしております。それで、今年度の一歩力点を置きました点は二つございまして、一つは一九六〇年、ちよつと二年先のことでございますが、人口――日本で申しますと、国勢調査と、それから農業調査、それから住宅に関する調査と、これを世界の各国が一斉にできるだけ同じ企画でやるといふのが、国際連合を中心として計画が進められております。そゝろして、そのためのトレーニング・センターが、今年アジア地域の国々を中心といたしまして、東京で三カ月にわたつて開かれるという事にもなつておりますので、第一の力点、これは非常に大がかりな調査で

ございまして、もうことしから準備にかからなければなりませんので、その準備をするということが第一の力点に置かれております。それからもう一つは、私たちの方で申します産業連関表というのでございませぬが、これはわれわれの計画は、昭和三十年をとりまして、それを非常にこまかい産業部門ごとに分つて、その各部門がどのくらいずつ生産して、その生産したものをどういふ部門にどのくらい売つたかという詳細な表を産業連関表と申します。これがございませぬと、ある一つの経済的現象が起つた場合に、たとえば鉄鋼を増産しようという場合に、あるいは輸入がふえるという場合に、それが経済全般にどういふ影響を及ぼすかというのを具体的につかむことができませんので、この表は、長期計画とか、景気予測とか、その他経済政策を立てます上に、絶対必要な条件なんです。これを作ることを数年を努力してございまして、そのなかなかに予算をとれませんでしたので、今年はその予算をとつて、産業連関表を作るといふことに第二の力点を置きました。あまり多い額ではございませぬが、七百万円でございますけれども、予算をつけていただく。この二点が来年度の統計調査におきましては最大の力点を置いた点でございます。

○伊藤道雄君 次に、地方公共団体の統計組織の機構といふものがあつておるか。概要をけつてございませぬか。これはどのように整備されておるか。概要をけつてございませぬか。政府委員(美濃部亮吉君) 地方の統計組織につきましては、一番中心になつておりますのは、各県庁の中に置

かれております統計吏員でございませぬ。これは全体で三千名をちよつとごえておられますが、身分は地方公務員になつておられますが、全額国庫負担で人件費をまかなつておられて、この各県庁に置かれておられます三千数百名の統計職員が、各省の統計調査の事務を委託されて行なつておられるわけでございませぬ。このほかに、農林省には御承知の統計事務所といふのがございまして、これは一万余名ちよつとこゝろに農林省の職員として統計事務に従事しております。そのほか厚生省、労働省、通産省、それぞれ出先の機関を持つておられて、その出先機関が統計調査の事務を行つておられるわけでございませぬ。しかし、統計調査の組織自体といたしましては、各県に置かれておられます全額国庫負担でまかなわれておられる統計職員と、それから農林省の職員、これがされておられます農林省の職員、これが純粹の統計関係の地方統計組織だといふふうに申し上げられると思ひます。

○伊藤道雄君 今御説明によつて、地方公共団体の職員に対しては委託費によつてその給与を支出しておる、こゝろにございませぬが、統計の重要性という点から考へて、組織体系に検討が必要じゃないか、そういうふうにお思ひますか。政府委員(美濃部亮吉君) その点は私たちが始終考へておるところでございまして、理想を申しますれば、国家公務員として、国のほんとうの機関として各地方に統計調査の機関を置くのが理想であることは、これは言うまでもございませぬ。しかし、日本の現状から申しますと、どうしても統計

調査をいたします場合には、町村役場を申しますか、町村役場を使ひませぬと、まだどうしてもできないのでございませぬ。その点は、町村役場を使ひませぬことによつて弊害も生じますけれども、事実問題としては、町村役場を使ひないで統計調査をするということが非常にむずかしい。それで町村役場を使ひませぬ上においては、県――県庁といふものが最も町村役場を使ひやすい状態にありまして、国が直接町村役場の吏員を使うといふことは非常にむずかしい。ことに調査員を任命する、ほんとうに一番出先の調査員を任命するといふことになると、事実上町村役場に入選をまかすといふ以外に方法はございませぬ。それで町村役場との関連といふ点におきまして、県庁を通ずるといふのが現実の問題としては、今のところまだ一番いい方法だといふふうに考へられます。しかしながら、今のお話の通り、理論としてはどうしても国の直轄の機関といふもので調査をするといふ方向に進まなければならぬといふことは、これは理論的にはその通りだと思つておられます。

○伊藤道雄君 地方公共団体のうちで、負担できる所は別として、負担できない所では、一般の事務と重複して非常に負担過重になるんじゃないか。そういう点が憂慮されるわけですが、そういう面について、実態についてお話を願ひたい。政府委員(美濃部亮吉君) 統計調査に關しましては、今のお話のように、地方公共団体に負担をかけるというところは全くだございませぬ。それは人件費も全額国庫負担になつておられます。それから調査の事務その他に要する費用も全部国が流しておられます。現実の問題といたしましては、逆に県自体の統計がわれわれの方が負担しております方が、ときどき起りまして、そのことがかえつて大蔵省などで問題になるわけなんでしょう。しかし、われわれの立場といたしましては、県ベースの統計といふものは非常におくれておられます。必要であるにもかかわらず、県自体の行政のための統計といふものは非常にとられておられません。国として県ベースのための統計といふものもどうしても発達させる必要があると思つておられますので、国の統計調査に差しかかれない限り、統計事務といふのは非常に繁閑がございませぬので、事務が非常にひまなときには、県自体の統計のために若干使われるといふことは承認しております。従つて、負担がふえるといふことよりも、むしろ国が県ベースの統計を国の費用その他によつて援助しているといふのが、統計の部面においては実情であらうと思ひます。

○伊藤道雄君 特に市町村になると交付税によつてやつておる、そういうふうになると、いろいろ兼務が多くなると思ひます。統計事務を兼務でやるということになつて、自然に統計事務を積極的にやるおそれなしと思ひます。そういう点も、その点についてはどうですか。政府委員(美濃部亮吉君) 兼務になつておられますのは、一人もございませぬ。全部国が人件費をまかなつておられますので、専任のそれだけの人員を配置してございませぬから、県の吏員が兼任になつておられるといふことはないでございませぬ。それで、昔はその理論を市

用も全部国が流しておられます。現実の問題といたしましては、逆に県自体の統計がわれわれの方が負担しております方が、ときどき起りまして、そのことがかえつて大蔵省などで問題になるわけなんでしょう。しかし、われわれの立場といたしましては、県ベースの統計といふものは非常におくれておられます。必要であるにもかかわらず、県自体の行政のための統計といふものは非常にとられておられません。国として県ベースのための統計といふものもどうしても発達させる必要があると思つておられますので、国の統計調査に差しかかれない限り、統計事務といふのは非常に繁閑がございませぬので、事務が非常にひまなときには、県自体の統計のために若干使われるといふことは承認しております。従つて、負担がふえるといふことよりも、むしろ国が県ベースの統計を国の費用その他によつて援助しているといふのが、統計の部面においては実情であらうと思ひます。

町村にまで押し進めまして、全額国庫負担の吏員を市町村にも一人ずつ置くというをやっております。非常効果があつたのでございませぬけれども、これは平衡交付金ができません場合に平衡交付金の中に入れてしまつて、国の全額負担の統計専任の職員というものを市町村に置けなくなつておるんでございませぬ。そのために、市町村のベースでは兼務の者がその場合には非常に多くなりまして、そのために支障を来たすということもございませぬ。それでございませぬから、私たちがしては、前のように、市町村にも全額国庫負担の専任の統計職員を置きたいというのを熱望しておりますけれども、これはまだ実現するところまで行っておりませぬ。

○伊藤頼道君 特に末端事務に従事しておる人は、多くは非常勤職員であらうというふうに聞いておるのですけれども、そうなる、いろいろ職務の内容からいって、給与等の不安等も相当あるのじゃないか。そういう者に結局大事な統計事務をやらされるということとは、憂慮されるわけです。そういう点はどうですか。

○政府委員(美濃部亮吉君) 今の御質問の非常勤という問題は、おそらく調査員のことだろうと思ひます。調査員と申しますのは、国政調査なり、農業調査なり、工業調査なりが行われます際に、一番最末端になりまして、調査票を持ってそれぞれの対象を回つて、それに記入させる、あるいは自分で質問をして記入するという役目を持つ者なんでございませぬが、これはそれぞれに調査について、調査が行われるときにだけしか仕事がないものなんでございませぬ。

従つて、これは調査が行われるときに、そのときだけ任命するといふもので、非常勤と申しますか、そのために一般の民間の中から一定の報酬を与えてやつてもらふという以外にやりようがございませぬ。もちろん、それを集めて常勤調査員というのを置くということも考えられますし、その方がよりいいとは思ひますが、これには莫大な費用がかかりますので、なかなか実現できない。この困も、調査員は調査ごとに任命して、そうして一定の報酬を与えて、そうして調査が終つたらばおしまひにするという形になつております。しかし、そこで集めた調査票を統計にまで作成いたします経過につきましては、すべて今の町村のベースにおいては、ほかの事務と兼任しておる人もございませぬけれども、非常勤を使うということには、全くございませぬで、調査票が集まつてから統計表を作成するまでは、すべて専任の職員にやらせております。ただ問題は、最末端の調査員に対する日当が非常に安うございまして、一日今二百円になつております。もちろんこれで八時間全部働くわけはございませぬが、それにしても、二百円というのにはあまりに安過ぎますので、毎年大蔵省にその増額を要求しておりますけれども、何分調査員というものは、大きい調査になりますと、何十万人と使うものでございませぬので、なかなか増額ができませんで、困窮しておる次第でございませぬ。

○伊藤頼道君 今御説明のあつた統計調査員ですね、それは日給は二百円と聞いたのですが、これすら完全に支給されてないというよりな点を聞いておるのですが、そうなる、補助金適正化法という法がありますね、それに違反になることは明らかでございませぬが、そういう事実はありませんか。

○政府委員(美濃部亮吉君) それはおそれ、私たちが聞いておる限りにおいては、ございませぬ。と申しますのは、二百円というところで中央官庁から各県庁に流しまして、そうしてその二百円が各調査員の手に入るはずでございませぬし、もしそれが渡らなければ、途中で何らかの形における不正が行われているわけはございませぬ。もちろん、その調査員に与えるべきものを途中でほかのものに使つたという事例が、今までの歴史になつたわけはございませぬ。しかし、そういうことがあつた場合には、嚴重に警告しております。それから統計委託費は、今のお話の適正化法の適用は受けないものだからございませぬ。しかしながら、そういう懸念は確かにありますので、私たちがは嚴重に監督して、最近はおそらくそういうことはないと申して差しつかえないと思ひます。かつては確かにそういうことがありまして、私たちがの方も非常に問題にしたことがございませぬが、今はないと申し上げていいと思ひます。

○伊藤頼道君 これの関係で、統計審議会というものがあろうと思ひます。その立場とか使命ということについて、御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(美濃部亮吉君) 行政管理庁に統計審議会というものがございませぬ、これはただいま有沢廣巳氏が委員長をしております、東畑先生、それから中山先生、東大の山内先生、それから各省の統計調査部を持つておる部長が委員になつて、毎月一回、これは政令によつて毎月一回必ず開くといふことに定められております。これは諮問機関でございまして、重要な問題については行政管理庁長官の諮問に答えるという任務を持つております。それで、これは、ただいま申し上げましたように、毎月一回常時開かれました、重要問題につきましてはほとんどすべて御相談をいたしまして、そうしてその御意見を以てするだけと申しますか、ほとんど全部従うということにしております。

○伊藤頼道君 今度の改正で、もしこれが通れば、統計官の資格ということになります。この資格があつて統計官になる場合ですね、いろいろ業務の違つた場合、いろいろ研修とか講習ということが特に持たれるのかどうか、そういう適正な方法をば考えられておるかどうか。

○政府委員(美濃部亮吉君) 統計の研修につきましては、総理府統計局に統計職員養成所というものが、半力年の修学期間で開かれることになっております。これはもう数年連続されました数字は覚えておられますけれども、千人をこえる卒業生があるもので、ここには非常に優秀な先生方にも来ていたがございまして、これを卒業すればいい資格を備えるということになつております。それから、そのほかにも、統計官というよりは、むしろ吏員でございませぬ統計主事の研修のために、中央でも研修をいたしておりますし、また各地方も、私たちが援助して、県々でそういう講習会を毎年一回ないしは二回開く県が非常に多いようございませぬ。

○伊藤頼道君 統計法の十五條第二項の規定について、具体的な場合を一つ何つておきたいと思ひます。

○政府委員(美濃部亮吉君) この規定は非常に統計法の中でも実は大切なものでございまして、指定統計になりますと、一般の国民は申告の義務がございませぬし、それから虚偽の申告があるいは理由なくして申告を拒否する場合には、罰せられることになつております。それだけ国民に負担をかけるので、それに対応いたしまして、官庁の側といたしましては、個票の秘密を守ると申しますか、答申したことからは不利な影響を一般国民には与えないといふことを確約する必要があります。それで、もちろん職務上知り得た秘密を漏らすということも罰せられますけれども、それ以上に、個票を統計表を作成する目的以外に使う場合には、使つてはいけないといふことを嚴重に規定しておるわけはございませぬ。その場合に、統計作成が目的と申しますのは、私たちが非常にできるだけ狭く解釈をいたしまして、たとえば国勢調査の作るという以外には使えないといふふうにあれております。

とところが、その個票をほかの統計を作るために使うという場合がしばしば出て参ります。たとえば国勢調査の個票を使ひまして、ある県の人口の増加の速度をはかりたいとか、日本の特別な女の妊産率をはかるとか、初め予定いたしました以外、国勢調査以外に使

○政府委員(美濃部亮吉君) 統計の研修につきましては、総理府統計局に統計職員養成所というものが、半力年の修学期間で開かれることになっております。これはもう数年連続されました数字は覚えておられますけれども、千人をこえる卒業生があるもので、ここには非常に優秀な先生方にも来ていたがございまして、これを卒業すればいい資格を備えるということになつております。それから、そのほかにも、統計官というよりは、むしろ吏員でございませぬ統計主事の研修のために、中央でも研修をいたしておりますし、また各地方も、私たちが援助して、県々でそういう講習会を毎年一回ないしは二回開く県が非常に多いようございませぬ。

される。しかし、その使われ方はやはり別の統計を作る、しかもそれは有用であるという場合などが出て参ります。そういう場合には、行政管理庁長官の許可があれば使つてよろしいということになっております。しかしながら、われわれのプリンシプルといたしましては、そういうふうにはほかの統計を使う場合には、事後でも、場合によつては許す。しかしながら、一般行政のために使うという場合も出て参ります。これは、指定統計の承認を得ますときにそういう条件を付して承認を得て、そして統計をとるときにそういうことにも使われるということが調査票に明示されておる場合は許しませんけれども、一般行政的に使われるという場合には、もう、一べん調査が行われた後には絶対に許さないというプリンシプルをとつておりました、この点に關しましては、特に嚴重な態度をもつて臨んでおります。

○島村軍次君 この説明によりまして、総理府の中にある……行政管理庁がその権限を統計基準局長に委任することができるといふようなことが、統計法なり行政組織法にあるようです。承わりたい点は、総理府にある統計局の構成人員といふものは今どのくらいかということ。それから統計基準局といふものは、一体どういふ仕事をやって、そしてどういふ構成になっておるのか。われわれもいろいろとすからよくわかりませんで、その点を一つ御説明を願いたしたいと思います。

○政府委員(美濃部亮吉君) お答えいたします。統計局につきましては、私はつきりした数字を覚えておりませんが常勤の専任職員が約九百人ぐらいで、非常勤が千七百名ぐらゐ、合計して二千六百名—二千五百名をこえるという人員だと思われまゝ。

それで、今の御質問の統計基準局と統計局との違いでございますが、統計局は、各省に所屬しない統計調査を実施に行き機関でございます。具体的に申しますと、国勢調査とか、労働力調査とか、家計調査とか、物価調査とか、消費者物価調査とか、そういう實際の調査を行つておられますのが統計局でございます。

それから統計基準局は、ただいまのところ人員が四十二名おりました、これは実際の調査には全然觸れません。各省の行います統計調査の総合調整をすることが職務でございます。それで、総合調整をいたします手段といたしましては、官庁の行います統計調査は、すべて事前に統計基準局の承認を得ることにしております。承認がなければ、官庁の統計調査はできないという建前になっておりました、われわれは官庁の行おうとします統計調査をすべて嚴重に検査いたしまして、それが正確に行われるかどうか、最小の国民の負担で最大の効果が上るかどうか、それからほかの統計との比較ができるようにできているかどうかというよりな点を検討して、一々承認を与えます。そうして承認を与えますと、承認番号といふものがつきまして、承認番号のないものはつまりもぐりの統計調査だといふことが国民にわかるようになっております。

各省の行います統計調査の総合調整をすることを任務とする役所であるといふふうに申し上げていいと思ひます。

○島村軍次君 大体の大分げのところはわかりましたが、内容を拝見して見ますと、統計法のうちには基準局に委任するよりな事項がいろいろあるようです。そこで、そういう委任する事項と、みずからやる仕事との区別は、うまくつけ得るのですか。

○政府委員(美濃部亮吉君) 少し御質問の趣旨がわかりかねるのでございすが、長官が統計基準局長に政令に基いて委任できる権限というものは、指定統計及び統計報告調整法に基く承認の権限でございます。これは非常に技術的な、専門的な知識を必要といたしますので、ほかの国の法律にもございすのですが、そういう非常に専門的な技術を備へた人でないと承認していいものか悪いものかわからないといふことから、その権限はそういう専門的知識を備へている統計基準局長に委任することができるといふ規定を特に統計法に入れたわけなのであります、そのことはほかの業務と何ら差しつかえなく、結局、指定統計及び統計報告調整法に基く承認は、統計基準局長限りの判で済むといふことになるわけでございます。しかし、それだけに責任が重いわけでございますから、慎重に承認を与えるということになるわけでございます。

○島村軍次君 統計局の内容についての説明はただいまお話がありました。そのうち、常勤及び非常勤と、こゝろなっているようですが、非常勤といふのは調査員のことですか、あるいは臨時の職員という意味ですか。そうしてそれは、今度定員法の改正についてはどういう関係を持つのですか。

○政府委員(美濃部亮吉君) 非常勤の人の多くは、集計の計算をいたしましたり、それからコーディングと申しまして、分類をいたしましたり、そういう職務をする人たちでございます。それは大きい調査、たとえば国勢調査のような調査が始まりますと、急に増大いたしますし、それがなくなるときには減るといふ、非常に増減の激しいものでございすので、非常勤になつておられます。それで今度の定員法の改正によりまして、その非常勤のどのくらいの部分か私存じませんが、相当の部分が常勤に変わるといふ話を聞いております。それは、そういうふうにして集計事務に当る者を非常勤という形で置いて参りましたのですが、だんだん統計調査その他が複雑になつて参りますので、その非常勤のうち、今の統計調査の増減によつて減つたりふえたりしない部分、いつでも要するといふ部分があるんだんふえて参りましたので、その部分を常勤に変えたのだらうと思われまゝです。

て、全部の者が今度の法律改正によつて吸収し得る、で、直ちにその者はその資格要件を具備した者になる、こゝろのことですか。

○政府委員(美濃部亮吉君) その点は、前に、昭和二十五年までは統計官も統計主事と同じ資格要件を必要とするといふふうに、統計法に書かれていたわけなのでございす。それが二十五年の改正のときにGHQの方の示唆によりまして、こゝろのこととは国家公務員法の規定によつて定めるべきものだといふので、私たちがは、統計官だとして法案を出したのでございすが、削られて、国家公務員法の規定によりまして、こゝろのことになつたわけなのでございす。

○島村軍次君 そうすると、あなたの御所管ではないわけですね。

○政府委員(美濃部亮吉君) 私の所管ではございません。

○島村軍次君 それからお話しして、今度の改正で統計主事と同じ資格を持たせる、こゝろのことのようですが、現在の統計官といふのは、その資格を持つていないのですか。国家公務員法の資格はある、しかし何条かによる統計主事の資格はないものか。それから資格は、何条によつて、たとえば長年勤務しているといふようなことによつ

く書いて、そうして違うなら違つたよりに正直に出すべきだといふふうに私は考へております。しかし、それがあまりに利用者をまどわす可能性が多い場合には、どつちかを発表しないといふふうなこともいたしたいと思つておりますけれども、それからまた、できるだけは同じような調査の数字は同じに出るよりに極力努力はいたし、それが違ひました場合には、なぜ違つたかといふことをことごとくまで突きとめて、そしてその次にはさういふ違ひが、出ないよりにできませぬけれども、できるだけ少くするように努力するといふふうにしております。が、やはりどうしても出て参ります。

○委員長(藤田進君) 他に御発言もなければ、本案については、本日はこの程度にとめます。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤田進君) 速記を起して下さい。

○委員長(藤田進君) 次に、同じく先議案件であります通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明を聴取いたしましたのでありますが、本日は、まず本案内容について説明を求めます。

○政府委員(齋藤正年君) 設置法の一部改正法案に關して、簡単に御説明を申し上げます。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案の要綱というものをお配りしてございますので、これによって御説明をいたしたいと思ひます。

今度の改正をお願いいたします項目は、四項目でございます。第一は、通

商局に振興部を設置したい。で、部を設置する際に、意匠に關する事務の一部を通商産業省に加へたいといふことでございます。現在、通産省には、内局として九つ局がございます。しかし通商局は、そのうちで飛び抜けて大きな世帯でございます。四百人以上の人間がおりまして、課が十五あるといふことで、これの業務の管理につきましては、現在でも非常に困難いたして

おります。

で、通商局の仕事は、大まかに申しまして、三つの仕事がございます。一つは貿易の管理に關する事務、すなわち輸出の承認とか、あるいは輸入の外貨の割当といふような貿易管理に關する仕事と、それからもう一つは、通商協定の締結でありますとか、あるいは通商に關する調査でありますとか、さういふ仕事、それからもう一つは、輸出振興に關するいろいろの施設を運営する仕事、すなわち通商に關する団体の指導監督でありますとか、あるいは輸出保険、これは国營でやっておりますが、その特別会計に關する仕事でありますとか、あるいは輸出品の検査でありますとか、さういふ輸出の振興の施設に關する仕事がございます。最初に申しました貿易の管理に關する仕事及び通商協定あるいは通商の調査に關する仕事といふものは、これは、両方一応違つた仕事でございますけれども、非常に密接に關連をしておりますので、切り離すことが困難でございます。従つて、従来次長が二人おりました、貿易振興の問題等を含めて局長を補佐して参つたわけでございますが、そのうち、貿易管理と通商振興の仕事だけは、ややほかの二つの仕事と異なっておりますので、これだけ

を切り離しまして、振興部というものを作りまして、部長として専任に所管をしてもらいたい、こゝういふふうにおかれれば考へたわけでございます。

それで、今度の国会に於てに提案されております日本貿易振興法案といふものがございまして、従来貿易振興の中核団体となしておりました海外貿易振興会といふものを改組いたしまして、日本貿易振興会といふものを作り、それによつて貿易振興の仕事を描期的に強化したい。予算も本年度十二億の予算でございますが、それが十七億ばかり、四割ぐらゐふえまして、非常に貿易振興の仕事がふえましたのと、それから先ほど申しましたデザインに關する仕事を取りまゝとめて、大いに推進したいといふこと、この二つの理由から、あらためて貿易振興部といふものを一つ作りたいといふことで、提案を申し上げたわけでありませぬ。

それから第二は、輕工業局にアルコール事業部といふものを設置したいといふことで、これは現在通産省でアルコールの専売をいたしておりますが、工業用のアルコールでございますが、専売をいたしておりまして、その業務が輕工業局の所管になっていくわけでありませぬ。で、現在は組織令にアルコール事業部といふものを規定いたしまして、それが事実上専売關係の事務を總括してあります。今回それを設置法の中で、はっきり部という形に獨立させた方がよいといふことで、さういふことをお願いすることになつたわけでありませぬ。これはアルコールの専売が他の一般の行政事務と全然異なりまして、工業用アルコールの製造あるいは買

い上げ、あるいは販売、あるいは他の用途への流通の防止といふような、一般

行政事務と全然異なつた仕事でございます。これを一人の主任者がはつきりした権限をもつて管掌するといふことが、事業の性質上適當であるといふふうに考へまして、さういふ關係で新しく設置法上の部としてお認めを願いたい、こゝういふことであります。

それから第三番目は、金沢の纖維製品検査所に高岡支所といふものがございまして、これは富山県高岡市にあるわけでございます。纖維製品検査所と申しますのは、輸出用の絹人絹織物といふものを検査いたしてるところでございますが、高岡支所の所管する業務が非常にふえましたので、あらためて本所に昇格したいといふことであります。本所と支所との違ひは、本所におきましては、検査で合格せしめることについては、若干疑点がありましたが、所長の決裁はその場で決定できますが、支所の場合は、一々本所まで伺いを立てなければならぬ。場合によつては、現品を持って行かなければならぬといふ点で、非常に不便であります。金沢と高岡との間は、汽車で三時間ぐらゐかかるので、非常に地方の方が不便を感じているといふことで、本所に昇格したい、こゝういふことであります。

それから第四番目は、特許庁に工業所有権研修所といふものを作りたいといふことでございます。特許庁は最近非常に出願がふえまして、事務が滞滯をいたしておりまして、その点で国会からも常に御注意を受けている。われわれの方も何とか早く事務を処理するようにならねばならぬといふことで、ここ数年非常に増員いたしまして、四、五年前まで七百名程度の職員が現在九百四十名をこえるといふことで、ここ数年非

常に急激に増加してきた。増加した人員も、ほとんど大部分が審査官といふ特許の申請の審査をする職員であります。が、相当高い技術的あるいは法律的な訓練が要する仕事でございます。従つて、特にさういふ新規の採用者に対して訓練を強化する必要があると思ひます。

なお、最近技術が非常に飛躍的に進歩いたしておりますので、従来の審査官あるいは審判官に対しまして、補充的な教育を強化する必要があると思ひます。さういふ關係で新しく工業所有権研修所といふものを設けて、人員をたしまして、ただ専門の方をそれぞれ講師として依頼するために、若干予算を計上されまして、研修所といふものを作りたいといふことでございませぬ。

なお、最初に申しました意匠の關係の仕事を通商局にまゝといたしますために、従来特許庁に付屬してございました意匠奨励審議会を本省の付屬機關に直すといふことが、これに加わつております。

以上、五項目の今回の設置法改正の要点でございます。

○矢嶋三義君 ちよつと、資料要求が二つあるのです。

大体今の御説明でわかつたのですが、簡単な資料でよろしいのです。最近——最近というか、近年ですね、近年の工業所有権出願の件数、内容の動向がほぼわかればよろしいから、簡単なものでけっこうです。それをお願いいたします。

それからもう一つ、デザイン、意匠で最近ちよくちよくトラブルを耳にするのですが、さういふ状況はどういう状況にあるか。しつて資料として出されなくても、数字をもつてお答えできるように御準備しておいていただき

たい。

たい。

たい。

たい。

たい。

たい。

たい。

い。これだけお願いしておきます。
 ○政府委員(齋藤正年君) 第二項目のデザイン(の)のトランプというものは、輸出関係のことでございますか。
 ○矢嶋三義君 ええ、そうです。
 ○委員長(藤田進君) 本案の質疑は次回に譲ることにいたします。
 他に御発言もなければ、本日はこれにて散会いたします。
 午後零時五十四分散会

二月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、外務省設置法の一部を改正する法律案
- 一、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案
- 一、憲法調査会法の一部を改正する法律案
- 一、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案
 外務省設置法の一部を改正する法律案
 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。
 目次中「第十六条」を「第十六条の二」に改める。
 第三条中「左」を「次に」に改め、同条第五号を次のように改める。

- 五 国際連合その他の国際機関との協力及び国際会議への参加
- 第三条第八号中「あつ旋」を「あつせん」に改め、同条第九号中「もの」の「外」を「ものほか」に改める。
 第五条第一項中「国際協力局」を「国際連合局」に改める。
 第六条第三項を次のように改める。
 3 アジア局及び経済局に、それぞれ次長一人を置く。

第十条中「左の」を「次の」に改め、同条に次の一号を加える。
 四 外務省の所掌に係る海外経済協力に関すること。
 第十二条を次のように改める。
 (国際連合局の事務)
 第十二条 国際連合局においては、次の事務をつかさどる。
 一 国際連合に関すること。
 二 国際連合憲章第五十七条に規定する専門機関その他の国際機関に関すること。
 三 原子力の平和的利用に関する国際協力に関すること。
 四 国際会議への参加及び国際行政に関すること。
 第十四条中「左の」を「次の」に、「在外公館等借入金整理準備審査会」を「在外公館等借入金整理準備審査会」に改める。
 第二章第二節中第十六条の次に次の一条を加える。
 (外務省大阪連絡事務所)
 第十六条の二 外務省大阪連絡事務所は、外務省の所掌事務につき、公私の団体その他関係者との連絡を行う機関とする。
 2 外務省大阪連絡事務所は、大阪府に置く。
 3 外務省大阪連絡事務所に、所長を置く。
 4 所長は、所務を掌理する。
 5 前各項に規定するものを除くほか、外務省大阪連絡事務所に関し必要な事項は、外務省令で定める。
 附 則
 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案
 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法(昭和二十二年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
 第七条中「三千八百万円」を「五千万円」に改める。
 第八条中「百九十万円」を「三百万円」に改める。
 附 則
 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
 憲法調査会法の一部を改正する法律案
 憲法調査会法の一部を改正する法律案

附 則
 (施行期日)
 1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
 (暫定定員)
 2 この法律による改正後の憲法調査会法第九條第六項の規定にかかわらず、事務局長を除くほか、事務局に置かれる職員(二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く)の定員は、昭和三十三年九月三十日まで間は、十人とする。

附 則
 (施行期日)
 1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
 (暫定定員)
 2 この法律による改正後の憲法調査会法第九條第六項の規定にかかわらず、事務局長を除くほか、事務局に置かれる職員(二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く)の定員は、昭和三十三年九月三十日まで間は、十人とする。

附 則
 (施行期日)
 1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
 (暫定定員)
 2 この法律による改正後の憲法調査会法第九條第六項の規定にかかわらず、事務局長を除くほか、事務局に置かれる職員(二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く)の定員は、昭和三十三年九月三十日まで間は、十人とする。

附 則
 (施行期日)
 1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
 (暫定定員)
 2 この法律による改正後の憲法調査会法第九條第六項の規定にかかわらず、事務局長を除くほか、事務局に置かれる職員(二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く)の定員は、昭和三十三年九月三十日まで間は、十人とする。

附 則
 (施行期日)
 1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
 (暫定定員)
 2 この法律による改正後の憲法調査会法第九條第六項の規定にかかわらず、事務局長を除くほか、事務局に置かれる職員(二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く)の定員は、昭和三十三年九月三十日まで間は、十人とする。

行政機関の区分		定員	備考
総理府	本府	二、二五一人	
	公正取引委員会	一、三三七人	
	国家公安委員会	七、六二五人	うち九九九人は、警察官とする。
	警察庁	一〇八人	
	国家消防本部	一八人	
	土地調整委員会	四〇人	
	首都圏整備委員会	九三九人	
	宮内庁	三、一三七人	
	行政管理局	一、五九九人	
	北海道開発庁	四、七四八人	
法務省	自治庁	二、五五人	
	防衛庁	四〇一人	
	科学技術庁	五七六人	
	計	二、九三四人	
	本省	四二、八〇四人	うち一〇、四九六人は、検察庁の職員とする。
外務省	司法試験管理委員会	一人	
	公安審査委員会	一人	
	公安調査庁	一、六四二人	
大蔵省	計	四四、四五六人	
	本省	一、八七二人	
文部省	計	二一、二二五人	
	本省	五〇、三三七人	
厚生省	計	七二、四九八人	
	本省	六五、二六二人	うち六三、六七七人は、国立学校の職員とする。
計	計	四二、二六人	
	本省	六五、六八八人	
計	計	四四、五〇九人	
	本省		

農林省	本省	二四、九三〇人
	食糧庁	二六、八五三人
計	林野庁	二五、二八七人
	水産庁	一、四五五人
計		七八、五二五人
通商産業省	本省	一一、〇一〇人
	特許庁	九四四人
計	中小企業庁	一七四人
	計	一三、一二八人
運輸省	本省	一〇、四五六人
	船員労働委員会	五四人
計	捕獲審査再審査委員会	五人
	海上保安庁	一〇、八二九人
計	海難審判庁	一九一人
	気象庁	五、二六四人
郵政省	本省	二六、七九九人
	計	二六三、六二九人
労働省	本省	二〇、五四四人
	中央労働委員会	八五人
計	公共企業体等労働委員会	一二八人
	計	二〇、七五七人
建設省	本省	一四、四六六人
	計	六六七、二六一人

附則

(施行期日)
 第一条 この法律中、附則第四条の改正規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。
 (暫定定員)
 第二条 改正後の行政機関職員定員法(以下「新法」という。)第二条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる各行政機関においては、それぞれ、同表中欄に掲げる日までの間の職員の定員は、同表下欄に掲げる員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

調達庁	昭和三十三年七月三十一日	一〇三人
調達庁	昭和三十三年九月三十日	六八人
調達庁	昭和三十四年二月二十八日	四〇人
経済企画庁	昭和三十三年九月三十日	一人
科学技術庁	昭和三十三年九月三十日	一人
厚生省本省	昭和三十三年五月十五日	二八〇人
厚生省本省	昭和三十三年十一月十五日	一八〇人
厚生省本省	昭和三十四年五月十五日	一五〇人
農林省本省	昭和三十三年九月三十日	一人
食糧庁	昭和三十三年九月三十日	一人
通商産業省本省	昭和三十三年九月三十日	三人

第三条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。
 附則第十項の表厚生省の項中 昭和三十三年五月十五日「二八〇人」を昭和三十三年五月十五日「一〇〇人」に改める。
 昭和三十三年十一月十五日「三〇人」に改める。
 昭和三十四年五月十五日「一五〇人」に改める。

第四条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。
 附則第二条の表厚生省の項中「昭和三十三年五月十五日」を「昭和三十三年三月三十一日」に改める。

二月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、科学技術会議設置法案
- 一、総理府設置法の一部を改正する法律案
- 一、法務省設置法の一部を改正する法律案

科学技術会議設置法案
 (目的及び設置)
 第一条 科学技術の振興に資するため、総理府に、附随機関として、科学技術会議(以下「会議」という。)を置く。
 第二条 内閣総理大臣は、次の各号

- 一 科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)一般に関する基本的かつ総合的な政策の樹立に關すること。
 - 二 科学技術に關する長期的かつ総合的な研究目標の設定に關すること。
 - 三 前号の研究目標を達成するために必要な研究で特に重要なものの推進方策の基本的策定に關すること。
 - 四 前三号に掲げる事項に係る日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に關すること。
- (答申の尊重)
 第三条 内閣総理大臣は、前条の諮問に対する答申があつたときは、これを尊重しなければならない。
 (組織)
 第四条 会議は、議長及び議員八人をもつて組織する。
 (議長)
 第五条 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。
 2 議長は、会務を総理する。
 3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する議員が、その職務を代理する。
 (議員)
 第六条 議員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 一 大蔵大臣
 二 文部大臣

- 三 経済企画庁長官
- 四 科学技術庁長官
- 五 科学技術に關してすぐれた識見を有する者 四人
- 2 議長は、第四条及び前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、関係の國務大臣を、議員として、臨時に會議に参加させることができる。
- 3 第一項第五号の議員のうち二人は、非常勤とする。
- 第七條 前條第一項第五号の議員は、兩議院の同意を得て、内閣總理大臣が任命する。
- 2 前條第一項第五号の議員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、國會の閉會又は衆議院の解散のために兩議院の同意を得ることができないときは、内閣總理大臣は、前項の規定にかかわらず、同号の議員を任命することができる。
- 3 前項の場合においては、任命後最初の國會で兩議院の承認を得なければならぬ。この場合において、兩議院の事後の承認を得られないときは、内閣總理大臣は、直ちにその議員を罷免しなければならない。
- 4 次の各号の一に該当する者は、前條第一項第五号の議員となることができぬ。
 - 一 禁治産者若しくは準禁治産者
 - 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 第八條 第六條第一項第五号の議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の議員は、再任されることができる。
- 第九條 第六條第一項第五号の議員は、第七條第四項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失ふものとする。
- 2 内閣總理大臣は、第六條第一項第五号の議員が心身の故障のため職務の執行ができないと認められる場合又は同号の議員に職務上の義務違反その他議員たるに適しない非行があると認める場合においては、兩議院の同意を得て、これを罷免することができる。
- 第十條 議員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 第六條第一項第五号の議員で常勤のもの、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。
 - 一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。
 - 二 内閣總理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。
- 3 第六條第一項第五号の議員で非常勤のものは、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。
- 第十一條 第六條第一項第五号の議員の給与は、別に法律で定める。
- (専門委員及び幹事)
- 第十二條 會議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 會議に、幹事を置く。
- (資料提出の要求等)
- 第十三條 會議は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機關の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- (政令への委任)
- 第十四條 この法律に定めるもののほか、會議に關し必要な事項は、政令で定める。
- 附則
- (施行期日)
- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- (第六條第一項第五号の議員の任期の特例)
- 2 この法律施行の後最初に任命される第六條第一項第五号の議員の任期は、第八條第一項の規定にかかわらず、内閣總理大臣の指定するところにより、二人については一年六月、二人については三年とする。
- 3 總理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

- 4 (科学技術庁設置法の一部改正)
- 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
- 第二十条第一項の表中科学技術審議會の項を削る。
- 總理府設置法の一部を改正する法律案
- 總理府設置法の一部を改正する法律
- 總理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。
- 第三條中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
- 二 南方地域(硫黃島、伊平屋島、北緯二十七度以南の南西諸島の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島をいう)、沖の島及び南島をいう。以下同じ。)及び北方地域(政令で定める地域をいう。以下同じ。)に關する事務(外務省の所掌に關する事務を除く、以下同じ。)
- 第四條中第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。
- 十八 南方地域及び北方地域に關する事務を行うこと。
- 第五條第一項中「二局」を「三局」に、「統計局」を「特別地域連絡局」に改める。
- 第九條を次のように改める。
- (特別地域連絡局の事務)
- 第九條 特別地域連絡局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 本邦(出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。)と南方地域との間の渡航に關する事務を行うこと。
- 二 南方地域に滞在する日本国民の保護に關する事務を行うこと。
- 三 本邦と南方地域又は北方地域にわたる身分關係事項その他の事実について公の証明に關する文書を作成すること。
- 四 本邦と南方地域又は北方地域との間において解決を要する事項を調査し、連絡し、あつせん、及び処理すること。
- 五 本邦と南方地域との間の貿易、文化の交流その他南方地域に關する事務及び北方地域に關する事務に關し、關係行政機關の事務の総合調整及び推進を図ること。
- 六 南方同胞援護會法(昭和三十一年法律第百六十号)の施行に關すること。
- 第十條中「南方連絡事務局」を「日本政府南方連絡事務局」に改める。
- 第十三條を次のように改める。
- (日本政府南方連絡事務局)
- 第十三條 日本政府南方連絡事務局(以下「南方連絡事務局」という。)は、南方地域において左の事務を行う機關とする。
 - 一 管轄区域におけるアメリカ合衆国の政府機關との連絡を行うこと。
 - 二 第九條第一号から第四号までに掲げる事務で管轄区域に係るものを行うこと。

第二条第十五号中「第十三条の九」を「第十三条の十二」に改める。

二月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、傷病者の増加恩給増額等に関する請願(第七九二号)

一、金し勲章年金等復活に関する請願(第八〇〇号)

一、岩手県花泉地域の寒冷地手当に関する請願(第八〇一号)(第八〇八号)

一、軍人恩給の加算制復元に関する請願(第八〇七号)

一、国立病院等の勤務医師の待遇改善に関する請願(第八二八号)

一、旧日本医療団職員恩給等に関する請願(第八一九号)

一、東北開発局設置に関する請願(第八三二号)

第七九二号 昭和三十三年二月十五日受理

傷病者の増加恩給増額等に関する請願

請願者 横浜市戸塚区戸塚町二
九神奈川県傷痍軍人会
内 森本昇市

紹介議員 相澤 重明君

昭和二十八年恩給法の一部が改正され現行のように増加恩給並びに傷病年金が支給されるようになったが、その後普通恩給及び公務扶助料は再三増額されたにもかかわらず傷病恩給のみは一銭の増額もなくすえ置かれていることは不合理であるから、(一)増加恩給並びに傷病年金を普通恩給と同様一万五千円ベースにより兵の第一項症の年額を二十万一千円に増額すること、(二)

傷病恩給に内在せる不均衡(周差又は通減率)を旧法による間差(通減率)のとおり是正すること、(三)家族加給は現在員数に支給すること等の改正措置を講ぜられたいとの請願。

第八〇〇号 昭和三十三年二月十七日受理

金し勲章年金等復活に関する請願

請願者 山口県徳山市一番丁
三、四一 重広三馬
外百六十二名

紹介議員 野本 品吉君

連合軍司令官の指令により支給が停止されたが、軍人恩給は、数年前から復活支給されているのであるから、金し勲章年金及び賜金もすみやかに復活支給せられたいとの請願。

第八〇一号 昭和三十三年二月十七日受理

岩手県花泉地域の寒冷地手当に関する請願

請願者 岩手県西磐井郡花泉町
岩手県教員組合西磐井
支部花泉支会内 三浦
弘智外百七十八名

紹介議員 鶴見 祐輔君

岩手県における寒冷地手当支給地域区分は、五、四、三級の三段階に分けられているが、本県は気象条件において北海道、青森県と似ており、三、四級地にあつても五級地に優るものがあるから、三級地の花泉地域を四級地に改訂せられたいとの請願。

第八〇八号 昭和三十三年二月十八日受理

岩手県花泉地域の寒冷地手当に関する請願

請願者 岩手県西磐井郡花泉町
花泉町立永井中学校
内 千田幸男外百七十八名

紹介議員 小笠原三三男君

この請願の趣旨は、第八〇一号と同じである。

第八〇七号 昭和三十三年二月十七日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 東京都目黒区駒場町八
六一旧軍人恩給連合会
内 原田二郎

紹介議員 竹下 豊次君

恩給法中従軍年加算制がまだ復元せられないためその該当者(七十四万八千人)が、恩給権を認められず不公平な処遇を受けていることは、民生安定のためまことに憂慮に堪えないから、この制度の復元を認め恩給を受給する資格を与えられたいとの請願。

第二八二号 昭和三十三年二月十八日受理

国立病院等の勤務医師の待遇改善に関する請願

請願者 京都市伏見区向畑町四
立京都市病院療養所医師
協議会内 疋田義太郎
外七名

紹介議員 井上 清一君

国立病院、療養所に勤務する医師の給与は非常に低く、加うるに去る七月の職能給を加味したと称せられる国家公務員の給与改訂は、医療職という別わくが作られたのみで実質的改善はほとんどみられず、むしろ改悪のあとさえ見られ、これをそのまま放置すれば現在の各施設は現勤務医の勤務意欲の低

下と新しい有能者の獲得困難から次第にその機能を失い、適正な国民医療維持推進上憂うべき事態の到来が予想されるから、すみやかにこれが待遇の改善を図られたいとの請願。

第八二九号 昭和三十三年二月十八日受理

旧日本医療団職員の恩給等に関する請願

請願者 岡山県都建郡早島町早
島四、〇六六 今村保
外百九十九名

紹介議員 近藤 鶴代君

旧日本医療団職員で、同団の解散に伴い政府に移管せられた者は、恩給法、国家公務員等退職手当暫定措置法及び国家公務員共済組合法の適用について、その旧日本医療団の在職期間を国家公務員の在職期間とみなして、これを通算せられるみちを開かれたいとの請願。

第八三二号 昭和三十三年二月十八日受理

東北開発局設置に関する請願

請願者 福島県議会議長 河原
田盛雄外六名

紹介議員 松澤 靖介君

東北開発の大事業を推進するため、総理府の外局として東北開発庁設置を要請してきたが、とりあえず開発庁設置を前提として早急に経済企画庁に東北開発に関する各種施策を専管する東北開発局を設置せられたいとの請願。

第一節 内閣委員会会議録第五号

昭和三十三年三月四日印刷

昭和三十三年三月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局